訂正 中學讀本 二の巻上

4a
810
明25

43354
教科書文庫
3
810
41-1892
20000
67998

中央図書館
資料室
広島大学
教
67998
図書
42
810
Ha25

逸見仲三郎編纂

國文中學讀本

二の巻上

東京 吉川半七蔵版

重廣藏書

一此の書のあみかたも並たる文を長なる文の基とし、一巻を、環の端なきが如くせむ事を務めたり。其の文も、國文の轉來し概畧を知らせむが爲、作者の古今にかゝはらず、姿と樣とによりて、順序を立てたり。

一讀習の便宜を計りて、第三學年級迄はなるべく文の長を等くせむ事を務めて、一編の文を二つとも三つともなし、倘それを幾段にも分ち或は文の長さに過ぎ、或は事實の今に適はぬも、すべて省捨て、詞の誤れる、格の違へるも補ひあらためたり。

一首巻は、いまだ國文漢文といふ辨なき初年級の生徒に、その觀念を與へむとて、第一學期の料に物しつ。されど初より國文漢文を並べて課せむとする學校の便を謀りて別に國文のみを以て一學期の料に物しこを初巻と題したり。

一一學年を三十二週と豫定し、授業時數は初年級の第一學期にて首巻を用ふるは毎週四時、初巻を用ふるは毎週二時とし、第二學期より第三學年級迄を毎週二時とし、四年五年に至りても、毎週一時と見積りたり。さて第一第二の學年級にては、一時に一枚もしくは

一枚半を、第三學年よりも、一枚半あるも二枚許を、授けむ目的もて紙數を定めつ。

一語格文法の教授方も、目標ある所々につきて、詞の上の格法を説明し、且毎册の終に揭げたる、文法摘要によりて、一學年中に授けたる格法を、會得せしめむとせり。されど、かくせしのみにても、語格文法をとり總ぶる觀念、たしかならじと思はるれど、第三學年より、讀書の傍に教ふべき容易き、文法書を、別に物せむとの心構なり。

一送假字ハ、官報附錄の送假字法により、猶たらぬ所も、故權田直助翁の國文句讀考國文學杜等によりて、訂正しつ。さて又、第一學年級にては、つとめて讀易からしめむ事を望むが故に、漢字の傍へ片假字以て語尾に附辭を書入れたれど、第二學年級よりも、初學の讀易からぬ詞の外ハ、煩きをさけてすべて省きつ。

一授業のついでも、教師先教ふべき文の大旨、もしくも、作者にかゝる事どもを説きて、生徒の心をひき起し、さて、句讀と音調とを正して、讀方を授け、かくて後、言詞の意義より、一句一段の解釋に及び、終に臨みて、生徒をして、一文章の通義を、説話せしめむ事を要す。

例言

一此の巻を教授する間よ、生徒をして、知らしめむとする語格文法は、前學年ふ於て、教へたる格法の續と、代名詞、形容詞、副詞、及、假字遣の大畧となり。然して此の巻中よ用ひたる、格法上の目標は、前巻まて用ひたるもの丶外、左の如し。

一 ｜ 代名詞へは此の標を附く

一 X 形容詞へは此の標を附く

一 ⧗ 副詞へは此の標を附く

卜 格法の誤易き處へ此の標を附く

一假字遣、自他の別、時刻の差などは、教授上の便を計りて、誤易きところ〴〵へ、聊標を附けたり。されば教師は、これらの類を推して、他此所をも、尚よく說示されむ事を要す。

國文中學讀本二の巻上

目次

第一 三種の神器 北畠親房
第二 衣食の原 平田篤胤
第三 天明の災變一 鈴木正長
第四 天明の災變二 鈴木正長
第五 饑饉後の荒廢 橘春暉
第六 鶴岡の慈善者 橘春暉
第七 出羽の道の記 伴資芳
第八 吹浦の砂磧 橘春暉

第九 栗田定之丞の功績 勸業雜誌
第十 立志 平田篤胤
第十一 白石業を習ふ一 新井君美
第十二 白石業を習ふ二 新井君美
第十三 銅版のはじめ 繪畫叢誌
第十四 山田長政一 關口隆正
第十五 山田長政二 關口隆正
第十六 支倉六右衛門 近藤芳樹
第十七 海船互市の議一 新井君美
第十八 海船互市の議二 新井君美

第十九 獵犬 橘春暉
第二十 私怨を挾まず 作者不詳
第廿一 嘉明士を愛す 安積信
第廿二 戰國の士風一 室直清
第廿三 戰國の士風二 室直清
第廿四 よろひ 伊勢貞丈
第廿五 鳥銃の傳來 熊野正紹
第廿六 秋帆砲術を開く 細川潤次郎
第廿七 佐久間象山 細川潤次郎
第廿八 鞜野日記一 佐久間啓

國文
中學讀本二の巻上目次

第廿九　鞜野日記二　佐久間啓
第三十　吉田松陰一　林友幸
第卅一　吉田松陰二　林友幸
第卅二　毛利元就　新井君美
第卅三　嚴島　長久保玄珠
第卅四　穴門國　今川貞世

國文中學讀本二の巻上目次終

國文
中學讀本二の巻上

東廣

第一　三種の神器　北畠親房

人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申す。後に、神武と名づけ奉る。大和國橿原に都を定めて、宮作をす。天照大神より傳へ給へる、三種の神器を大殿に安置し、床を同くしてまします。皇宮、神宮一つなりしかば、國々の御調物をも、齋藏に納めて、官物、神物のわきだめ無かりき。天兒屋根命の孫、天種

子命、天太玉命の孫、天冨命、專神事をつかさどる。神代の例に異らず。又靈畤を鳥見山の中に建てて、天神、地祇を祭らしめ給ふ。

第十代崇神天皇、大倭の磯城の瑞籬宮にましますこの御時、漸神威を恐れ給ひて、神代の鏡造、石凝姥神の裔をめして鏡をうつし鑄さしめ、天目一箇神の裔をして、劔を作らしむ。大和の宇陀郡にして、この兩種をうつし改められき。これを護身の璽として同殿に安置す。神代よりの寶鏡及、靈劔をば、皇女豐鋤入姫命に付けて、大倭の笠縫

邑といふ所に、神籬を建てゝあがめまつらる。これより、神宮皇居、各別になりき。その後大神の教ありて、豐鋤入姫命、神體を頂戴して、所々をめぐり給ひけり。

第十一代垂仁天皇、大倭の珠城宮にまします。この御時皇女、大倭姫命、豐鋤入姫に代りて、天照大神をいつき奉る。神の教により、猶國々をめぐりて、伊勢國度會郡、五十鈴の川上に宮所をしめ、高天原に千木高知り、下つ磐根に、大宮柱太敷き立てゝ、志づまりましぬ。かくて中臣の祖

大鹿島命を祭主とす。又大幡主と云ふ人を、大神主になし給ふ。これより、皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟にまします。

第二　衣食の原　平田篤胤

天照大御神、穀物の種どもを、始めて御覽じける時、此の物等は、うつしき青人草の食ひて活くべき物ぞと詔ひて、其の穀物を植ゑしめ給ひ、皇孫、邇々藝命に、齋庭の穂とて、御田なる稲穂を授けたまへり。さる種をし、御國の季候順正なる良田に植うる故に、稲穀卓れて美ければ、瑞穂國とも云ひしなり。

されば、神世よりして、新穀の出來し始め、天皇御身づから、其の初穂を、天照大御神をはじめ、諸神たちに奉らるゝ神事あり。此を新嘗祭と申す。然して後に、御祝ありて、御身づからもきこしめすことなり。伊勢の宮には、九月十七日に定め給ふ。其の國人は、御祭のすまざる間は、新穀を食はずとぞ。信にさもあるべき事なり。古昔は、上下なべて新嘗の祝を爲し、新米を始めて給ぶる時、家まで祝ふのみならず、人の許へ新嘗に招かれた

天明ハ光格天皇の御代の年號なり

るあとにても、齋ひたりしものなり。さて又、衣服ハ、蠶と桑とを、天照大御神の作りうゑしめ、其の絲を紡ぎて、和衣（ニギタヘ）を織らしめ給ひ、穀（カヂ）木の皮をもて、白布を織り、麻をもて青布又倭文（シドリ）と云ふ物をも織りたるが始にて、上代の衣服ハ、其の和衣荒衣にぞありける。

第三　天明の災變一　　鈴木正長

人たるもの、一生のあひだにはうれひとすべきこと多しといへども、其のうちに饑饉を第一とせり。これに越えたる大難ハなし。むかしより度々

佐行變格の活詞

ありしことなれば此の用心をして饑饉にそなふべき食物の貯を、かねてより設けおくべきことなり。されど、心なき人のはかなきものなれば、此の一大事をうはの空におもひ、昔はありしことなるべけれども、今はあるまじき事のやうに心得たがへ、其の用心をわすれて、農事をおこたり、食類のたくはへをも、さまで心にかけず。凶作饑饉たらむときには、なにとして命をつなぎ、いかにして親弟を饑ゑさせず、妻子をもはごくむべき。食物なくては外にいのちを保つすべなけれ

加行變格の活詞

卯年ハ天明三年なり

バ、かねてより、凶年よ備ふべきこと第一と知るべし。

凶年饑饉ありし年數をはかりしに、近けれバ、三四十年の間よあり。されバ、いつ來べきも計りがたけれバ、恐れうきびて、かりよも忘るべからず。

卯年の饑饉ハ、前年の冬、はなはだ暖よて、菜の花さきそろひて、春のごとくなりき。時ならざる雷雨たびたびあり。卯の春となりて寒氣甚く、田植の時よいたれども、餘寒なほ去らず。人皆綿入を着て、火よあたる程なれバ、穀物の直段大よあがれり。

七月よなりしころ、雨よまじりて、砂をふらし、風よつれて、白毛のごときものとびきたり、大地の震ふおと、夜も晝もきこえけり。こハ信濃國淺間山の燒けいでし、火勢のとゞろき響くよぞありける。山の上のけぶりハ、空をおほひ、電光たびたび、雷きびしく鳴りはためき、二三里がほどハ闇となり、泥土をふらし、火の石をとばし、震動雷電いやまさり、つひよハ、淺間山くづれて、大水出で、やけ石泥土をおしながし、勢の恐さ、たと

へて云ハむやうもなく、言語にたえしことども
なり。

第四　天明の災變二　鈴木正長

中にも、高さ三間、長さ十三間の大石をさへ、一夜の中に押流し、みちのり、十三里までとゞまりぬ。これもとより燒石なれバ、其の流の水も、大熱湯と沸きかへり、石の上に流れかゝりし物ハ、草も木も忽に燃えあがり、おそろしなど云ハむも愚なり。かほどの大石さへ、押流ししことなれバ、其の水筋のむら〳〵五十三ヶ村、一時がほどにおし流せり。ほりうがされし地ハ、水の深さ、三丈二尺餘をたゞへて、新に沼となれり。人馬の死亡、數知られざる由聞えけり。水の色赤きこと血の如し。實に、古今未曾有の地變とこそ云ふべけれ。

淺間燒の前より、雨ふり出し長じけとなれり。二百十日に、巽の風大に起り、三日三夜、吹きとおせり。抑此のしけ、六月の始より九月の末まで、四月に及びけるこそうたてけれ。こゝに至り、諸作物の色、まさ〳〵かはりて、實いらず。稲の穗、空立して垂れしハなく、少シ實入りしがあれども、長じけに

いさみ、秋の作ハ、皆無同然となりしかバ、饑をしのがむとて、蕨の根、葛の根、又ハ野老の類を堀りとり、凡人の口にだに入る物といふを聞けバ、何によらず食ひけれども、猶その饑をしのぐに足らず。饑饉ハ、世間一同なれバ、假借の道たえたり。中にハ饑にたへかね、親に分れ子を棄てゝ死にたる者、數かぎりもなかりき。強く盛なる者どもの饑に迫りしハ、常の心を變じ、徒黨をなし、穀物の蓄ある家々に押入り、亂暴狼藉をはたらき、晝夜騷動たえず。喧かりし事どもなり。

第五　饑饉後の荒廢　　橘　春暉

余が奥羽に入りしハ、天明六午年の春なれバ、もはや國豐かに食も足るべく思ひしに、卯年の饑饉、京まできゝしに百倍の事にして、人民大かたたえに盡きて、南部津輕の地は荒涼、誠に目も當られぬ事どもなりき。先出羽國秋田をすぎて、段々奥深く入りゆく程に、外濱通などにてハ、一在所、一軒も殘らず、皆しに絶えたる所甚多し。たまたま一村にいき殘れる人あるも、やうやう細々と烟をたつる家、二三軒、或ハ五六軒ばかりなり。

青森などハ、大港まて盛なる處なるに、其の荒、はなはだし。善知の邊、最甚く、安方町ハ百軒の所今ハ三十七八軒のみ残れり。外濱を通行せし時、向に見ゆる村こそ、屋だちも大に見え、數も數百連なれバ、行きて休息せむとするに、烟たて人住めるハ、一軒もなく、茅ぶきの屋根のミ残り、風雨に壁崩れ障子破れて、竈のあさりと見ゆる所に、髑髏骸骨、おろ〳〵と残り、誰とり納むる者もなく、其のあはれ、中々云ふも更なり。

蓬田、繁田邊にてハ、天氣さへうち曇り、小雨ふり出で、いと物さびしきに、旅人ハもとより農夫漁人も、大かた死ようせて、早朝に宿を出づるより、夜のやどりまでハ、人影と云ふものハ、逢ひみることも稀にして、只白骨の路傍にみち〳〵たるに、目の穴、口のはづれより、いと白く細き草生出でたるが、風にひら〳〵と打靡ける樣、頻に心細く物さびしきに、氣衰へ足疲れ、腹さへ饑ゑされバ、草原に休らひ、此の奥に用事ありと云ふにもあらずいざ、これより引きかへさむやと云ひしに、丹生つらつら思案して、もはや外濱のかぎりも、十里に足ら

丹生ハ同行せし人の名なり

も歸りて物語らむに、見殘したりと云はゞ、いかばかり殘念ならむ、つとめ給へといふにぞ、余もげにさあらむと思ひつゝ、遂に東北の限を盡せり。

第六　鶴岡の慈善者　　橘　春暉

天明卯年の凶作に、奧州津輕、南部最饑饉して、足腰の立つ者は、四方に走りて食物を求む。出羽の秋田は隣國の事なれば、饑人の來る事數萬人、秋田の地も亦凶年なれば、救助足ることあたはず。其の饑人、又迷ひて鶴岡に來る。路頭饑人まて押合ひきとかや、食を得ざる者は、たちまち其の地まて饑死せるに依りて、鶴岡の人も、各身上の限、力を盡して救ひたり。

爰に鈴木宇右衞門といふ者ありけり。本は鶴岡の仲間頭を勤めし者なりしが、少々の貯も出來しかば、近き頃は役義を引きて、自耕作して世をおくりけり。此の人元來、慈悲深く、此の度は、身代の限いだし、饑人を救ひけるに、猶夥き饑死を見るにしのびず、所持の田畑并に諸道具等まで、ことごとく賣拂ひて、其の力は限り救ひけり。其の妻

文中學讀本　二の卷上

も又心立よき女にて、自分の衣服の類を大かた賣拂ひて救ひけるに、晴の衣服纔に貳つの之を殘せり。しばしが程は、此の貳つ殘置きしが、或日、此の貳つの衣服をも、賣りて救はむと言ふ。宇右衛門是を聞きて、女は殊更衣服などを愛するものなるに、是をも賣りて、饑人を救はむと思ふは、殊勝の事なり。然れども男と違ひ、外へ出でむ時は、着替の壹つも無くては、叶はぬ事なりといひしに、妻さればこそ、此の着替をも賣るべく存ずるなれ。着替あればこそ、外へ出でむ心は起れ。外へ出づるによりて、櫛もかんざしも入用なり。今着替を賣りて、外へ出づる事ならずば、櫛も無要なり。かんざしも不用なり。無用の物には心も殘らず。是らをも賣拂ひなば、又餘程の人をも救ふべしとて、つひに皆々賣りて救ひぬ

其の娘十二才に成りけるが、同じ年頃の小娘、饑疲れ、食を乞ひて門に立ちしに、其の體、誠にあはれにて、餘寒の嵐烈けれバ、衣服ゆたかなるすら堪へがたきを、小娘は、やうやう解物のひとへ壹つを身にまとひ、戰へふるえる有様を、母親見かね

て、我が娘を呼び、其方ハ、綿入貳つを重ねて、あたゝかに着たるが、彼れ子ハ誠に不便なる有様なり。年のほども同位なれバ、衣服も程よかるべし。最早、段々暖氣にも成る事なれバ、あまり寒からずバ、其の綿入壹つぬぎて、とらすまじやといへバ、娘、心よげにとく心じて、上に着たる、よき方の綿入を與へたり。父母共に涙を流して悦べりとぞ。

第七　出羽の道の記　　伴資芳

江戸の人、出羽へ雪深き頃、赴きたりし道の記なり。雪に苦みしさま、よむも身の毛たつ心地ぞ、吾が里の外知らぬ若き人に、世わたらひバかりくるしきことハあらじと知らせバやと、こゝに抜きうつす。

關と云ふ驛にやどる。風あれてさわがしきに、つゆまどろまず。旦に見出したれバ、山も里も雪白妙に降りしきたり。明果てゝ、立ちいづ。十丁餘も來つらむと思ふに、乘物の底、雪にさへられて行きがてに、せむすべなく、おりたちつゝ歩む。雪いと深くして、あまたゝび倒れなむとするを、下部

に扶けられてあゆめど苦きこと限なし。滑津驛よりは、雪いとゞ深く、馬もかよハずと云へバ、橇(ソリ)を求めてのる。風に向ひては、雪吹に堪へむやうなしとて、橇にうしろざまにのせられつゝ、雨具頭に引きかづき、引かれゆく路たゞ白たへなる中に、踏みつけたる道、一筋をとめて走る。風おどろおどろしくつよりて、ふりくる雪を吹きまきたるに、かち人もえ行きやらず。

われハ中くうしろざまに、風をうけたれバ、乗りゆくほども心やすし。雨具引きあげて、よもを見廻せバ、うとましき山、幾重となく立ちこめたる中を過ぐ。谷をくだり、橋をわたり、すこし高き所にのぼるなどは、斜にくつがへるべくおぼゆ。綱ひき直しつゝこゆ。そりにハ蒲團を敷きて、我が身をも綱にて結びつけたれバ、さすがにたふれず。下部、乗物かづけるかち人も、遥に跡におくれて、雪吹に行きなやみたるさま、くるしうこそ。韓昌黎が馬すゝまずといへる、藍關の道もおもひあはせて、雪の底なる山ぶところを、かなしくも又哀なり。

唐の韓愈が潮州にさすらへ人となりし時の詩に雪擁藍関馬不前と歌へり

めであかぬ心にのりて行く橇ハ山路を分くる雪もうからぬ峠田驛に至る。こゝより、ゆのはら迄三里ときこゆ。下部、ぐるしうたハせむとて、こゝまて、かごそりといふものをもとめてのせつ。これハ橇なから、乗物のうちにありて、ひかるゝまゝ、ごしかきにくらぶれバ、いとやすらかなり。

第八　吹浦の砂磧　　橋　春暉

出羽國酒田を朝とく起きいでゝ、吹浦といふ里を心ざして行く。其の間六里にして、路傍に人家なく、又田畑も見えず。左ハ大海右ハ鳥海山にて過ぐる所ハ、渺々たる沙場なれバ、道路もさだかならず。此の邊の人だに迷ふ故にや。其の間、三五十間程づゝに、杭を建て道の目標とせり。酒田より一二里も來ぬらむと思ふ頃より、北風強くふき起り、沙の飛びちる事たびたゞし。初の程ハ、彼の標をたよりとし、又ハ人馬の足跡、あるひハ、草鞋、馬の沓などのある方へ、道をいそぎしが、次第に風吹きつのりて、沙を巻揚げ、天地も真黒に成り、目當の杭の見えざるのみか。我が

うしろに従ひくる、養軒すら見えわかねバ、互に聲を合せ手を携へて行く程に、後にハ前後をだにわきまへず。もとより路を尋ねむ人も無く、心もそらにまどひて、せむかたなきまゝよく／＼思ふに、かくみだりにゆき迷ひなバ、いかなる所にか迷到らむともはかりがたし。

されバ、心をしづめ、沙上に安座して、いつまでなりとも風沙のをさまるまで、此の所を動かじなどいひつれども、夜にも入りなバ、いかゞせむと思ひめぐらせバ、心安からず。とやせむかくやあらむと、たゝずみ居たるに、午過ぐる頃より、小雨降出でたり。雨のしめりに沙しづまり、標の柱も見えいでたり。嬉き事限無し。

されども、風猶やまざれバ、笠も何方へかふき散され、雨ハ横さまにふり、合羽ハ頭より上に舞上り、惣身ひたぬれにぬれて、其のうくつらき事、いひもつくすべからず。されど、沙しづまりしゆゑ、路にも迷ハず。只急ぎに急ぐ程に、申の刻ばかりに吹浦へ着きぬ。惣じて越後出羽ハ、街道北海にほとりして、一日も沙原を通らざる事なく歩行

長仲素が塞下曲に胡風飄々開雁門平沙歴乱捲蓬根と見えたり

するも、足首迄ハ、常に沙に埋れ、すゝめども、只退くやうにのミ思はれぬ。殊に九月の頃より、三月の末までハ、日として風吹かざることもなく、沙塵常に天を覆ふ其の吹散す沙、風のふきまはしによりて、所々に吹きたまり、或ハ堤のごとく塚のごとく、日々に其の形變ず。其の上、北地の草木ハ、皆秋の末より、春の末までハ、青き葉ハ無く、渺々たる沙漠に、白草の風に動く體、かの塞外沙漠の事作れる詩に、いふ所と少も違はず。

奈行變格の活詞

第九　栗田定之丞の功績　勸業雜誌

去にし文化の頃に、秋田藩郡方吟味役にて、栗田定之丞と云へる人ありき。其の領内なる山本、秋田、河邊、三郡の海岸に、沙高くつもり、又勝平山といふあたりハ、北海の風、はげしく吹きあるゝが常なれバ、沙を打揚ぐる事甚すさまじく、民家田畑もすべて埋れはて、民その業を失ふのみならず、住はるべくもあらざれバ、人口歳々に減行きぬ玆に定之丞ハ、深く風砂の害を憂ひ、さまゞに工夫をつくし、冬枯せぬ常緑木を植うる外に、方な

き事をや覺れりけむ。厚く村民を諭せども、更に耳に入るべくもあらで、土地のあしきと、海風のはげしきとによりて、樹木の繁茂せぬ地なりと思ひ定め、承諾く者なかりしかば、定之丞、慨然として志を起し、自費を以て、松樹を植ゑむとおもひ決めて、先、山本郡大内田村より、着手せり。さてかゝる沙深き地に、樹木を植ゑむ事は、最難きわざなれば、最初に、茱萸數萬株を、沿海に列べうゑて、潮除とし、夜すがら、風沙の中に臥して、風の疾徐を試み、地形によりて、風の回轉せる方向

を考へ、藁を束ねて、沙上に並べたて、蒲柳をうゑ生ひたるに、明春芽ぐみしかば、なほ勇進みて、塡もて根をかためたる蒲柳を植ゑ、尋で胡頽合歡をも植ゑて、其が芽の萠すをぞ待ちける。かくて後、始めて根に眞土をつけ、豫て藁包として設けおけりし、松の苗木を植ゑたりき。かく力を盡す事、前後十八年にわたり、うゑ生しつる松樹の數、三百萬を越えたりとなむ。いでや、定之丞がはじめて着手せし頃に、嗤りうらむるもありて、終に成しはつべき業ならじと思ひたりし

を、松樹の漸、立榮ゆるに隨ひ、風の吹きまく力を減し、沙の飛びちる勢を輕めしにぞ、廢れし舊田の古に復りしのみならず、許多の新田も開け、數多の薪料をも、得ることゝはなりにける。しかれバ、さきの嗤恨みしこゑも、よろこび嬉む聲と變り、定之丞を賞讃(メデハヤ)すこと限なく、其の死後、遺愛碑をたつる者、社祠を立て、祭る者絶えずして、今も沿海の人民、定之丞を仰ぐこと、父母よりもまされりとぞ。そも此の定之丞ハ、文政十年十月二十八日、年六十二にして、身まかりぬれど、

其の功績ハ、植ゑたはしつる松の千歳(チトセ)萬世(ヨロヅヨ)に枯れうすべくもあらずなむ。

第十　立志

平田篤胤

安藤爲章の年山紀聞に、立志と云ふ條ありて、新千載集なる、藤原信良の歌に、

「水莖の岡べの篠は一ふしを此の世に残す言の葉もがな」と詠れしをあげたる、誠にこはよく、立志のおもむきに合へり。また同書に、續古今集なる、紫式部刀自の歌に、

とりあしや人こそ人といはさらめみづら

ら身をや思棄つべき」と詠めるをあげて、此の歌は、自暴自棄のいましめともなりぬべしといへりしも、別にめでたし。

大概の世の人すこし物の心を辨へたるは、學問に志をかたむけざるは、なけれども、何事にまれ、すぐれてめでたきは、昔人にこそあれ。いかで今人はなど、吾から思ひすてゝはげみ學ばむとさへ、思ひたらぬは、いかにぞや。天地の間なる萬物、みな古のまゝと見ゆるを、いかで人のみ古にたとるべきなどいはるゝひとさへぞあなる。

上なる紫の刀自の歌に、人こそ人といはざらめと云へるを、いかにたけく心よき言の葉ならずや。かくたけき心なるから、いとめでたき書を作りて、世にのこし、天地と共に美名をも傳ふるぞかし。たをやめだに、心ざし高きはかゝるを、まして、大丈夫のかくめでたき御世に生れて、生涯かれ西人もいやしめさる、飯袋となりて朽ちはてむかたあるは口をしきことならずや。

第十一 白石業を習ふ 新井君美

我が幼き比に、上野物語と云ふ草紙ありけり。三

才の春の頃にやあるべき。火燵に足をさして、はらばひ居て、其の艸紙を見ながら、筆紙を求めて、かき寫しけるを、母にまではせし人の見給ひ、十の中、八つ九つは、まことの文字もあるを、我が父に見せまゐらせしを、父の友なる人來りみしより、人々もきゝ傳へて、其の寫しゝものどもを、とりて傳ふる事になりたり。

此の後は、常の戯に、筆とりて物書く事のこと教へられけれど、おのづから日々に文字を見知りたれど、物よむ師友とすべき人なかりしかば、往來物の類をよみ習ふのみなりき。六歳の夏の頃上松と云ひし人の、七言絶句の詩一首教へて、其の意をとき聞かせられしが、やがて誦をなしければ、三首まで教へられしをぞ、人にも講じ聞かせたりき。

八歳の秋、手習ふ事を教へしめらる。課をたてられて、日のうちには、行草三千、夜に入りて、一千字を限りて書出すべしと、命ぜられけり。冬に至りぬれば、日短くなりて、課はまだみたざるに、日暮れむとする事たびたびにて、西向なる、竹縁のある

上に、机をもち出で、、書きをへぬる事もありき。又、夜に入りて手習ふに、睡の催して堪へがたきに、我につけられしものと、ひそかに謀りて、水二桶づゝ、彼の竹縁に汲ませおせて、いたく睡の催しぬれば、衣ぬぎそて、先、一桶の水にかゝりて、衣うちきて習ふに、はじめ冷なるに目さむる心地すれど、しばし程へぬれば、身あたゝかになりて、又々眠くなりぬれば、又水にかゝる事、さきの事の如くす。二たび水にかゝりぬる程に、大やう八課もみちたりき。これ我が九歳の秋冬の間の事なり。かゝりしほどに、此の頃よりハ、我が父の人に贈り給ふ文をバ、かれが如くにもかゝされたり。

第十二　白石業を習ふ二　新井君美

其の後ハ、常に武藝の事どもを好みて、手習ふ事などにも、心染めずありしかど、物よむ事をも好みければ、常に物語草紙の類をバ、見ずと云ふ者なかりき。十七歳の時、同じやうに使はれし侍の許に、案の上に書あるを見れバ、翁問答と題したるものなり。家に携へかへりて見けるにこそ、初め

て聖人の道と云ふものある事をバ知りけれ。これより道に志すこと切なりけれど、師とすべき人もあらず。

京の人にて、醫を業とし、すこしく學問ある人に、志比程を語りしに、小學の題辭を講しきかせられたり。其の後、小學の書を日夜に誦しならひて、業をすでに畢りぬれバ、四書五經をも誦習ひたれど、これら皆々句讀を授けられし師あるにもあらず。みづから、字彙等の書によりて誦しならひければ、後に思ふに、ひが事のみぞ多かりける。

木先生ハ木下貞幹を云ふ

徳川家宣が甲府の藩邸をいふ

二十一歳の時に及びてこそ、同志の人と相知りて、物學ぶ事をも得されし。されど、思ふ所あれバ、師を求むるには及バず。此の頃よりぞ、對馬國の儒生、阿比留と云ひし人をバ相識りける。其の後、阿比留が媒して、始めて木先生に見えまゐらせ、彼の門に出入る事の年をへし程に、束脩の禮を執るにも及バで、親き師弟とハなりたるなり。我が藩邸に、仕へまゐらせし後に至りてこそ、自も書を求め、賜りし所も多くなりにたれど、身すでに仕に從ひしかば、書見る暇も多からず。是よ

り先ハ、常ニ貧くして、然るべき書どもをバ、手づから寫し程ニ、我が見たりし書とても多からず。されバ、學文の道ニおいて、不幸のみ多かりしこと、我ニ志くものあるべからず。かほどまでニも學びなしゝ事ハ、常ニ堪へがたき事ニ堪ふべき事をのミ事として、世の人の一たびもする事をバ十度し、十度する事をバ百度志たるによれるなり。

第十三　銅版のはじめ　繪畫叢誌

陸奥國岩瀬郡、須賀川驛ニ世々紺掻を業とせし、永田昆山と云ふ人ありき。この人、好みて山水人物などをよく描きしが、其の子善吉ハ、幼き頃ニり父に學びて畫を書習ひ、年長けて、江戸の谷文晁の畫を見て思へらく、余、死ニなむ時まで學びぬとも、此の人ハ上ニ立さむこと難かるべし。いでや、古人ハ畫がかぬ風をかき始めて、世ニ出でましものをと志をおこし、此の時より、いたく力を寫生ニ盡し、その名やうやくに著れしかバ、弟に紺かきの業を讓り、田善と稱へ、ひさすら畫かくことのみを勉めたりき。

此の頃、賢明の聞ありし白河の樂翁公、田善の畫を見て深く之を愛でゝ、すゝめて江戸にやりて、司馬江漢につきて油繪を學ばしめらる。或時公オランダの國より贈りこしゼルマンの都、ならびに公園などを銅版に摺りておこせる繪を田善にしめされしに、田善眞にその精密なるに感じ日夜工夫をこらし、つひに之を摸して摺り成しぬ。公其のすぐれしを賞し長崎へやりて銅版を習はしめ給ひしかば、其の技いたく進みたりき。我が國にて銅版を摺る技は田善よりぞ始りぬる。田善又の名を亞歐堂と云へり。アジア、エウロッパと云ふ義なりとぞ。

或人の言に、樂翁公、江漢と田善と二人の技を愛で、世には長崎にて技習をすと云はしめしかど、その實は、オランダの人を頼みて、二人をエウロッパにつかはしゝなり。されど、此の頃外國へ渡ることを嚴に禁むる國の掟なりしかば、いたくことを秘めしが故に、知る人なかりきと云へり。さて、田善長崎より還りし後は、士にとりたてられ、其の業に功をあらはしけり。文政五年に七十二

よてぞ身まかりぬる。

第十四　山田長政一　関口隆正

今より三百年ばかり昔ハ、ホルトガル、オランダなどの國々より商せむとて、年ごとに平戸長崎へ渡來し舟あまたあり。又京都大坂堺駿府などの商人も、諸越ハ元より臺灣安南呂宋などに渡りて商せしも多かりき。徳川氏天下の政とりはからふ世となりにし後、外國へ往く者ハ朱にて印おしたる書を與ふる掟とありしかバ、外國へ往く舟のことを、御朱印舟とぞ稱へける。御朱印賜りたる商人の内に、駿府の人にて瀧佐右衛門、太田治右衛門といふ者あり。慶長の初の頃、舟よそひして臺灣へ出立さむ設をなしぬ。

時に駿府馬場町の紺かき、山田九左衛門の養子に、仁左衛門長政といふ人あり。好みて弱を扶け、強を挫き、家の業を治めずして、劒つかふ技を學び、軍する術を習ひしが、世の中穩になりて、その力を伸ぶる所なかりければ、外國に渡りてこそ、功を立つることもあらめと思定めて、佐右衛門等に志の程を聞えさりければ、長政の人となり

をや疑ひけむ。その請を聞入れざりきとぞ。かくて治右衛門等、錨をあげて大坂へ至りしに、長政はやく大坂に來居て、固く請ひてやまざりければ、二人ハ長政の望に任せて、遂に臺灣までつれ行き、此の地にて袂を分ちて歸來りぬ。

かくて、年久く經さる後、治右衛門等二人ハ、暹羅に往きなむ、夥き利えつべしときゝて、はる〱暹羅に至りしに、職人等にもてなされ、曼谷府の王宮に參りて、國王に見え奉りぬ。國王ハ綾の衣に高き冠をかぶり、あまたの兵左右を圍みて、いと

嚴なりければ、二人もいさく恐畏みしに、王ハ侍臣に命せて、二人をいと美き館に導き、珍き酒肴を賜ひ、あつくもてなされけり。

第十五　山田長政二　　關口隆正

かくて、夜半と覺きころ、志のびやかに二人の館に入來り、治右衛門等の肩を拍ちて、その後ハ恙もあらざりしかといふ人ありき。眼を定めて其の人を見れバ、國王にこそまし〱けれ。二人ハいとゞ驚きしに、王ハ靜に說きけるやう、御身等ハ見忘れにしか、吾ハ仁左衛門にこそさて往にし

年臺灣にて別れ、此の國へ渡來しに、鄰れる國々との戰央にて、此の國ハ、いと危かりしを、國王に賴まれて、此の地に來居し、あまさへ御國人を語ひて、遂に敵の軍を打破りし功によりて、王の聟となり、イッピールの主となりぬ。其の後暹羅の政亂れし時、諸人に推されて、遂に國王の位に登りたりき。

されバ今かく上もなく貴き身となりぬれど、生れし御國ハ、八百重の波路に隔りぬれバ、錦を衣て故郷にかへりがたきこそ恨なりけれ。されどこよひ久しく見ざりし御身等とかく物語するハいと嬉し。今より後、此の國に來む御國の商人をも厚くもてなして、許多の利をえせしめなむとて、いと懇に語らふさま、昔は仁左衛門に變らざりき。さて二人の出立つ時、さまざまの品を賜りぬ。其の後寛永十年の頃暹羅又亂れし時、鴆毒進めし者ありて、その終を全くせざりしぞいと惜かりける。

寛永三年の事かとよ、駿河國の商船、大風に吹流されて、イッピール國に漂着きし者ありき。その歸

らむとせし時、長政軍船かきたる額に、みづから名を書入れ、そを彼の商人に言づて、曰へらく、余がかく志を得て世に時めくも、日本の武威と産土神の御蔭とにこそされバ、汝國に歸りなバ、此の額を、淺間權現社に懸けてよかしといひけりとぞ。この額近頃まで淺間社にありつるを、天明八年、かぐづちの荒によりて燒失せぬされど、はやく榊原某が物せし額のうつしぞ、今もなほ彼の社にのこれりけり。

第十六　支倉六右衛門　近藤芳樹

宮城、もとを仙臺と云へり。大手どほりの坂の下に、肴倉とふ名づけて、白壁にぬきたる長屋、左右にあり。今いこの倉もふようの物になりされぞ、右の方なるを、内は床かまへて、博覽會の場とせり。種々の物いふるき新きを、いとれほくつらねさり。髮の毛もて縫ひたる曼陀羅、明の至元元年の銘ある七絃琴、鬼一文字といふ笛、鳳凰丸といふ船形のむき物、多賀城の瓦硯など、みな世にまれなるものなり。殊に支倉六右衛門といふ者の像の油繪こそ、あやしくめづらしき物なりけれ。

繪のやうはさく西洋の人のさましたるに、鮫柄の短刀さしたるなむ、なほ皇國を忘れぬ所みえたる。手をくみていだける耶蘇の十字架を拜みたるハ、彼方にありし程、その教をうけたりしなるべし。抑この人ハ、慶長十八年に、伊達政宗のよざしのまにまに、横澤監物といふ人ともろともに、南蠻に渡れるに、監物をはじめ、船長らも、死せるが多かりしかど、支倉ひとりハ、恙なく使の旨を畢へて、元和六年に、この國に歸れる時、南蠻王、この像をかゝしめて、六右衞門に遣せりとぞ。

この南蠻ハ西洋の事にて、その程、いまだ世の中開けざりし故に、かく云へるなるべし。思ふに政宗も、やく眼を西の海のあなたにつけて、かく支倉等を遣しゝも、彼が強弱を窺ひはかり、事あらばまづ從ひても、睦びもし、討ちもせむと思されしなるべけれど、程なく異教の禁ありて、波路の通ひも煩くなりにしかば、中ぞらにてやみしにこそ。其の後十字架ゑがける故に、此の像世に出しがたくて、おのづから倉の底に、埋れたりしを、こたびかく取り出でたるなるべし。

六代将軍徳川家宣

截断言

将然言

第十七　海船互市の議一　新井君美

御代つがれし初の年より、長崎港まで、海船互市の料とすべき銅の數たらずして、交易の事行はれ難く、地下の人産業を失ふ由、奉行所より告申す事ありて、某を召問るゝ事あり。たやすく論ずべきことゝも覺えず。いかにも其の事の本末、思量りて後に申もべしと答申す。それよりして奉りし前後の議草ハ、別に冊子となし物ども多けれバ、其の詳なる所ハこゝに記さず。其の大要ハ、當家代を志ろしめされて、海船互市

連用言

将然言

連体言

仝上

の事始めしより此の方、凡百餘年の間、我が國の寶貨外國に流入りし所、既に大半を失ひぬ。(金ハ四分が一、銀ハ四分が三を失ひぬ。されど是も公に現それ聞えて、推量るべき所をもていふなり。その餘推知られぬ所の事ども、其の數猶多し。)これより後、百年を出ですして、我が國の財用悉竭きなむ事ハ、智者を待たずして、其の事明なり。たとひ年々諸國に産ずる所ありといふも、これを人に譬ふるに、五穀の類ハ、毛髮の生出づる事やむ時なきが如く、五金の類ハ、骨骼のふたゝび

截斷言

生出づる事なきに似たり。かの五穀の如きも、猶地に肥瘠あり。年に豊凶あり。ましてや五金の如きハ、之を産する地も多からず。之をとるに常にしも得ず。我が有用の財を用ひて、かの無用の物にかへむ事、我が國萬世の長策にあらず。古より此の方、我が國いまだ外國の資をからず。されバ、今も藥材の外ハ、他に求むべき物もなし。海舶の來らざらむ事、古の如くなりとも、我が求むべき所を得べき道なきにしもあらず。若やむ事を得ざらむにも、先王の制に量入為出ともい

已然言

ふ事あれバ、我が國の寶貨、當時世に通じ行ふ程をも、又毎年諸國より産する程をも、其の數を量較べて、唐山并に西南外洋の國々、朝鮮琉球等に渡さるべき歳額を酌定めらるべき事なり。

第十八 海舶互市の議二 新井 君美

たとへ我が國中にて、うりかふ所の物の價ハ、增倍さむにも、我が國萬世の貨を傾竭して、外國に渡さむよりハ、其の憂ハ猶少きにこそあれなど申す事、具に議申したり。さらバまづ海舶互市の事例、おろし進らすべしと仰下され、其の事例に

私販とハせにぬけ市ぬけ買などいひし事なり。

よられて、長崎奉行所に仰下されし事ども、度々に及ぶ。都てかゝる事ハ、其の智及びぬとも、其の材なからむハ、なし得申すべからず。其の材足りぬとも、其の智なからむハ、ともにはかるべからず。況や材智二つながら備らざるものをや。されバ、其の事為し得べからず。此の事行ハれ難かるべしなど議申す程に、只去年も今年も銅料數たらず。地下の人其の産を失ひて、飢餓日々に逼れり。之に加ふるに、私販の為に銀貨多く溢出でぬ。など訴ふるより、外の事もなし。是らの事共

聞召されて、かくてハ當時の為にも後代の為にも然るべからず。かの藥材の如きも、古を考ふるに、我が國に産せし物少からず。木綿烟草など、古に聞えざるも、今ハ地として、産せずといふ所もなし。たとひ古より我が國になからむ物も、其の種子をも求め、其の宜きをも量りて移種うべし」異朝の古にハ、倭錦などいふ物も聞えて、又我が國にて織出せし段匹の類も、其の數多かり。是らもなほ外國の物用ふるまでにもあらず。まづ試にそれらの物ども、織らしむべしと仰下され、京

田道間守垂仁天皇の勅をうけて外國へ橘求に往きしが歸來りし時ハ天皇崩し給ひし後なりき

の奉行等、其の仰を受給りて、織らせて進ぜし物ども、御事すでに急にならせ給ひし程に來着きぬ。九月十日の頃にや、たしかに覺えずなむ。此の事聞え悦ばせ給ひ、詮房朝臣に仰下されて、其に見せさせ給ひたりき。常世の橘求來りし時の事、思召されて、いと悲かりし事にこそありつれ。

第十九　獵犬　橘春暉

薩摩ハ勇武なる國柄にて、若き人々の、山野に出で、鳥獸を獵る事、他國よりも甚多し。すべて山野に獵せむにハ、よき犬を得ざれバ叶ハぬ事なりとぞ。されバ彼の邊の犬、常の人家に飼へるもの、長ひくく、上方の犬よりも少小なり。常に坐敷の上に養ひて、上方の猫を飼ふがごとし。至極行儀よく、上方の犬よりハ柔和なり。異品といふべし。又獵に用ふる犬ハ、格別に長たかく、猛勢にて、座敷に養ふこともなく、上方の犬を飼ふが如し。其の猛勢なる事ハ、上方の犬に十倍せり。先年、虎の餌の為に、彼の國の犬を檻の中へ入れしに、其の犬、虎の嗌に咬えつきて、虎を殺しし事、世間の人の物語にあるごとくなり。

かゝる猛勢なる犬ゆゑに、常々ハ、二三疋もより集まれバ、早必咬みあひて喧きに、大勢猟にいづる時などハ、諸方の犬を各々繋ぎて、牽行く事なるに、町を出づるまでハ、側近く來寄れバ、必、咬みあひて騒げども、すでに山に入れバ、其の犬ども、常々はいかやうに中惡く、よく咬みあへりとも、甚中よく成りて、綱を解きやりて、心任せにはせ廻らすれども、犬どち、咬合ふ事無く、互に助けあひて働くなり。是向に猪鹿といふ敵あるゆゑに、犬ども、皆一致の味方と成りて、中よき事なりとぞ。◎是に依りていへバ、むかし朝鮮御陣の時、彼の地にても、日本人いかなる者も、皆一致に成りて、相互に助けあひ、至極親かりきとなむ。向に異國人の敵あるゆゑに、日本人同士ハ、格別に親み厚く成りける事、尤の事なりけり。

一家の中にても、親子兄弟夫婦等の、中あしく争ふこと、畢竟ハ、内證ごとにて、榮耀我が儘などゝもいふべきにや。もし盗賊にても入らバ、いかなる中惡き家内にても、一致に成りて防ぐべし。此の故に詩經にも、兄弟かきにせめげども、外にハ、

其のあなどりをふせぐとも見えて、他人の親きよりハ、中悪き骨肉の方厚かるべし。心をひそめて此の處を考へなバ、おのづから友愛悌順の道にも叶ひて、親きより以て疎きに及ぶと云ふ教をも知らるべし。人畜の別なく、同種の親み、同根の愛ハ、天地自然の道なり。

第二十 私怨を挟まず 作者 不詳

豊太閤朝鮮征伐の時、藤堂佐渡守高虎、加藤左馬介嘉明の二人、かたみに舟軍の功をいひ争ひて、遂に刀の柄に手をもかけつべき、けはひなりしを、諸將そが中をおし隔て、目の前に大敵をひかへつゝ、私に闘はむは、心ある人の振舞ならじと、さまぐにとり宥めて、大事にハ及バざりしかど、此の時より、二人の心とけやらで、何となく不和なりき。

寛永四年、會津の蒲生下野守、病に罹りて卒去せしによりて、秀忠將軍のはからひにて、下野守の弟、中務大輔を、伊豫の松山に移し、ひそかに藤堂高虎を召して、諭さるゝやうは、會津ハ、東北の國々の鎮にして、樞要の所なれバ、この重き任に當ら

む人ハ、其許の外ハあるまじと、内命ありしに、高虎、年老いて候へど、遠方に參りて、重き任に當らむことも、覺束なく候ふとて、固くこれを辭ひたりき。秀忠將軍、高虎の申す旨を聞き給ひ、さらバ、誰をかつかはすべきと、議られしに、高虎曰く、そも加藤嘉明の外にも、さるべき者候ふまじ。嘉明に、祿四十万石ばかりを賜りて、會津に居らしめなば、奥羽の兩國に、御心惱したまふ事あるまじと、答へたりき。

秀忠將軍ハ、かねて高虎と嘉明と、睦からぬことを知られければ、いたく高虎の言を怪みて、其許と嘉明とハ不和なりと聞きつるものをと、問ひ給ひけれど、遺恨ハ私の事なり。今、答へ奉りしも、國家の大事に候ふものをと云ひければ、將軍、高虎の私なきことを感じ給ひたりとぞ。さて、その言に從ひたまひ、嘉明に、祿二十万石加增して、會津へ移さるゝ旨命ありて、高虎の申なし旨をも、告げ給ひしかバ、嘉明、感にたへず、高虎にわびて、此の時より、互に、水魚の如く親みあへりとぞ。

第廿一　嘉明士を愛す　　安積信

加藤嘉明に從ひし、河村權七ハ、譽高き武功の士なり。關原の戰にも、力戰して功を立てぬ。その後、心に應ハぬ事ありて、一封の書を留めて出奔せり。その書にたち退きぬとも、二君にハ仕ふまじ。一大事ありなバ、何國に在りとも驅けつけて、御用に立ちまをすべしと記せりとぞ。其の後、權七ハ、諸國を浪遊し、路費盡きて、出羽國にて、修驗者となりて、日を送りたりき。

大坂冬陣の時、加藤嘉明ハ、江戸に留りしに、權七はかくとも知らで、大事に逢はむと思ひはやく出羽よりはせ上り、夜半に加藤の邸に來り、親しかりし友に就きて、嘉明に謁見せむことをぞ願ひける。嘉明、こを聞きて大に悅び、速に對面し、舊の如く、祿八百石を賜りけり。

其の後、勘定奉行權七に祿をわたすとて、夥く金銀を陳列し、出奔せし年より今年まで、十四年の間の祿、一万千二百石の代金をわたしければ、權七、大に驚きて、浪遊して勤めざりし間の祿、受くべき理なしと云ひて、これを固辭せしに、嘉明こを諭して、尋常の心にてハ、志も思ふべけれど、汝

が立ちのきし時の書面に、二君に仕へじ。一大事ありなバ、驅けつくべしと記し、に、其の言に違はず、他人に仕へず、艱難をしのぎて、遠國よりとくはせ來りしハ、忠誠比類あるべからず。されバ、十四年間の祿ハ、余が押領すべきにあらずと述べしかバ、權七、感涙に咽びて拜領しけり。嘉明、かく士を愛せし故、麾下の士、皆力を竭して、屢戰功を顯したりき。

第廿二　戰國の士風　　室　直清

秀康卿、越前に封ぜられし後、阿閉掃部とて、武功の譽ありし者を、厚祿にてめし抱へられけり。又狛伊勢とて、是も國にて世祿の歴々なりしが、嫡子に、鎧の着初せさせけり。かの掃部を招待しつつ、子に鎧きする事をたのめり。さて饗膳すみ、祝の盃に及びし時、伊勢、今日ハ愚息が鎧の着初にて候ふに、御身の御武功の御物語きかせ候へといひしに、掃部いや、御はなし申すべきほどの武功ハ、覺え申さず候ふ。されど、御望も黙しがたく候ふに、某、一生の内に、武者振の見事なる士を、一人見申して候ふ。その事をはなし申すべ

已然言

希求言

し。

江州志津嶽の戦ふ暮方よ、其一騎、余吾湖のわたりを引き候ひしよ、敵とおぼしくてうしろより詞をかけし故ふ、馬を引返し候へバ、其の人申し候ふも、今朝より稼ぎ候へども、よき敵よあひ申さず候ふ。御人體を見かけ、幸とこそ存じ候へ。不祥ながら、御相手ふなり申すべしと、すゝみより候ふ故、それこそこなたも望む所よて候へとて、たがひふ馬をのりはなちすでよ鎗をあはせむとしけるよ、其の人しばし御待ち候へ。今朝より雑兵をおほく突崩し候ふ故、鎗をあらひ候ひて、御相手になり候むむとて、余吾湖よ鎗をうちひたし、二三遍あらひてさらバとて突合ひしが、久しく勝負なかりし程よ、日も暮れはて、ものゝあやめも見えずなりぬ。

第廿三 戦國の士風二 室直清

其の時、あなたより、又詞をかけ、もはや鎗先も見えず候ふ。御残多くハ候へども、御いとま申し候ふべし。御名こそ承りたく候へ、其ハ、青木新兵衛と申す者よて候ふとて、某が名をも承り候ひて、

此の後、又陣頭にて出合ひ候ハゞ、たがひに人手にかゝり申すまじく候ふ。もし又、味方にて候はゞ、さとりなく入魂いたし候ふべし。さらバとて立別れしが、これ程見事なる武士ハ、つひに見侍らず。いかゞなりえて候ふにやとぞ語りける。

其の頃、伊勢がもとへ出入する、青木方斎といふ浪士あり。其の日も勝手に居たりしが、此の物語をきゝて、勝手よりにじりいでゝ、掃部にうちむかひ、さても只今の御物語承り、今更昔を思ひ涙を落してこそ候へ。其の時の御相手になり候ふ青木新兵衛ハ、はづかしながら我が事にて候ふ。かく申すはありにてハうきたる事におぼすべく候ハむと、其の時雙方のよろひのをどし、馬の毛いろを、一々云ひけるに、ひとつもちがはざりければ、掃部驚きつゝ、さても久しくて、逢ひ候ひしハ、本望に候ふとて、手前にありし盃を、方斎にさし、是を志るしにとて、腰のわきざしを抜きてひきけり。それより方斎の名、國にたかくなりし程に、秀康卿の耳へも達せしかば、掃部とおなじ禄にてめし出されけりとぞ。

第廿四　よろひ

伊勢貞丈

よろひを、上古かはらと云へり。かはらの事をよろひと云ひかへたるハ、近世のことにハあらず。鎧の事を、具足と云ふハ、具足の二字、よろひたまりとよみて、備りたるを云ふなり。俗説に、大将の鎧をバ、よろひと云ひ、平士の鎧をバ、具足と云ふ。又一説に、古制の鎧をハ、よろひと云ひ、近世の鎧をバ、具足と云ふと、これらの類ハ、俗説にて、曽、差別なきことなり。其の製作にこそ差別もあれ。其の名ハ皆よろひとも云ひ、具足とも云ふなり。

甲の字、かはらとよむ。されど、胴もかぶともおしなべて云ふなり。廣く云へバ、籠手すねあても、皆甲なり。甲胄と、二字連ねて用ふる時にハ、甲はよろひ、胄ハかぶとなり。古代ハ鐵砲なく、たゞ矢軍のみなりしゆゑ、甲胄の製も矢をのみ防ぐやうに製り、煉革を以て、割小札(ワリコザネ)につくりしなり。うすがねまで製りたるがめづらしさに、源家重代の鎧をうすがねと名づけて、稱美したるもありしなり。こも、たまくハ革札(カハザネ)に子鐵(コガネ)をまぜたるもあり。鐵砲の勢の矢よりもはげしきを恐れて、甲胄の

製をかへて、札(サネ)をきたひ鐵にて作り、或ハ、胴を鐵のはりのべなどにして、鐵砲を防ぐことを專としたるなり。
かくの如く製れバ、甲冑重くなるゆゑ、冑の吹返(フキガヘシ)、せんだんの板、まそ金物、小櫻の鋲などに至るまで省き、大袖をも小くなしたるも、重きをいとふがゆゑなるべし。古製ハ、威儀と實用とを、兼備へたる製なり。今の製ハ、專實用と簡便とを兼ねて、威儀にかゝはらざるなり。古代ハ、軍中にも禮儀をみださゞるゆゑ、甲冑の下にも、みゑぼしに直垂を着せしなり。鐵砲渡りて、合戰烈くなり、甲冑重くなりしかバ、少はのりの輕き物にても省畧し、ゑぼし、直垂ハ、矢石を防ぐ要器にあらず。又、陣羽織などを着る事もあるゆゑ、つひに、これを着ぬことなりしなるべし。古代ハ、禮儀のために用ひたれど、後代ハ、禮儀にかゝはらず、たゞ便利にのみ走る、戰國の風俗なり。

第廿五　鳥銃の傳來　熊野正紹

天文十二年、八月二十一日、大隅の種子が島、西村の浦に、大なる烏船(クロフネ)一艘來着きたり。船人等、見馴れ

ぬ形相にて、其の詞通せず。船の内に五峰と云へる唐人あり。種子島の政知れる、刑部丞時堯ハ、學才ありし人なれバ、五峰と筆談して、西南の蠻人が商賣せむために、渡海せし事を知り、赤尾木と云ふ地へ、船を寄せしめて、物貨を交易したりき。此の鳥船の船人、鐵棒の中うつろにして、長さ三尺ばかりなるを手に持ち、一方の口より、玉と藥とを入れ、小さき穴より火をさせバ、火の光、稲妻の如く、鳴る聲、雷の如し。この器を以て、鳥獸を撃取りて食物とす。此の器、日本にて較ぶべき者

なければ、人皆いたく驚きて、こを軍器に用ひなば、いかに重寶なるものならむとて、重寶とぞ唱へける。

時堯こを購ひて、深く其の器の利をさとり、之を摸造らむとせしかど、原の器のやうに造りえざりしに、其の明年鳥船又渡りきたり。そが中に鍛冶を乘せこしかバ、ひたすらこの鍛冶につきて、製造を習ひえて、後にこれを鐵砲と名づけぬ。時堯こを島津家に進りしに、島津家より、時の將軍足利義輝に進らせ、とみに武家の用具となりに

き。
こゝに、紀伊國根來寺に、杉の坊と云ひし僧あり。又、和泉の堺に、橘屋又三郎と云ふ町人ありき。此の人等、鐵砲の軍器に便よきことを傳聞き、はるばる海山をしのぎて、種子島へ渡り、其の製作の方はもとより、藥の合せやうをも、習ひえて歸れり。根來までも堺までも、あまたの鐵砲を製出づ。種子島より傳へし筒なるゆゑ、世に種子島筒と稱へたり。天文十二年より、まづ、十二三年ほどの間に日本國中に、此の器を用ひざる武家なきばかり、行わたるに至れりとぞ。

第廿六　秋帆砲術を開く　細川潤次郎

高島茂敦は、通稱を四郎大夫と云ひ、別號を秋帆と稱ふ。世々長崎に住みて、町年寄を勤めし家柄なりければ、秋帆もはやくより父に代りて、天保七年に、取締代勤となりぬ。此の年秋帆西の國に種痘といふ術あり。此の法を施さば、天然痘を免るべしと、傳聞き、蘭人にあつらへて、その種を求め、こを試みしに、果して効ありき。これなむ、我が國に種痘と云ふ事出來し始なりける。

其の後取締役に進み、石火矢、臺場などの事を知り、外國人と商する掟を改め時の弊を矯めし事多かりき。秋帆、蘭人に就きて、外國の状を聞知るにつけて、御國は砲術の開けぬ事を深く憂ひ、私の財を以て、カノンなど云ふ種々の砲をはじめ、兵書器械を蘭人より購ひ、通事を集めて研究せしかど靴を隔てゝ痒き所を掻くとか云ふ如き心地して、辨へがたき事多かりしは、其の頃ヒレニコーへとて、砲術に長けたる蘭人渡来りしかば、就きて其の秘訣を傳へたりき。

天保十二年、幕府の命により、武藏の徳丸原にて砲術を演ぜしは、秋帆父子各一隊を率ゐ、砲隊は令して大砲を點發せしめ、銃隊を指揮して進退せしむ。彈丸の強き事、隊伍の整ひたるなど、此までの砲術と類ふべくもあらざりければ、白銀二百枚を賜ひ、格をすゝめ扶持を増し、其の功勞を賞せられ、下曽根金三郎、江川太郎左衞門の二人に命じて、秋帆に學ばしめき。此の頃、江戸の町奉行に、鳥居甲斐守と云へる人ありき。かの人、蘭學のやう〳〵興らむとするを忌みて、蘭學する人々

を讒せしにより、秋帆も思えぬ縲目にかゝりて、江戸の獄に繫がれ、後にハ大名預となり、十二箇年をぞ經たりける。

嘉永六年アメリカの軍艦、相模の浦賀に來りしより、人々守禦の備なきに心つきしかバ、秋帆もゆるされて、海防の任にあたり、大砲を鑄る職に就き、後に講武所砲術師範役となりぬ。當時外國の事知れる人、いと少なりけれバ、彼の國民とだに云へバ、無下に忌嫌ひしを、秋帆ハ彼に交らぬも公道に背き、御國の為にあしかりなむと言爭ひき。されバ、秋帆の説も、悉、世に行はれざりしかど、砲術のみハ廣く世に用ひられて、世の人之を火技の中興、洋兵の開祖なりと許しあへり。秋帆慶應二年、齡六十九にて身まかりぬ。

第廿七　佐久間象山　　細川潤次郎

信濃國松代の藩士にて、佐久間修理といふ人ありけり。幼き時より、才氣人にすぐれたれバ、世に神童と云はれけり。人となり、豪邁にして物にかゝはらず。國のために盡さむ志あつき人なりき。はやく江戸に出で、佐藤一齋などの門に入り、

力を漢書學に盡しゝが、いくばくならずして、早くも、その名世にあらはるゝにいたれりき。

天保十三年、齡三十二歳の時、伊豆國韮山に抵り、江川太郎左衛門に從ひて、西洋の砲術を學び、更に又、下曾根金次郎に就きて、火法の傳書十餘冊を傳へられたり。されど譯したる書のみにては、尚さだかならぬ事さへ多かりければ、いかで原書につきて明めむと思立ち、坪井信道の門人なりし、黒川良菴を招きて、漢學を良菴に授け、蘭書を良庵にまなびて、遂に阿蘭陀の書を讀習ひ、火法のわざに通曉せしをもて、其の譽いたく世にあらはれぬ。修理、號を象山と呼べり。そは家の西に、象山と云ふ山ありしをもて、かく名づけられきとぞ。

象山の造りし大筒小筒は、もはら蘭書に依りて製りし者にして、世の常の品より、いとすぐれしかば、國々より象山の名を慕ひて、物學に來る人少からず。後には、諸大名に頼まれて、あまたの銃砲を製られぬ。嘉永六年、アメリカの軍艦、浦賀に來れる時、象山の門人なりし、吉田寅次郎、外國の

状勢を見來らむと志し、険に軍艦に乘りて、アメリカへ渡らむと謀りしに、事あらはれて獄につながれぬ。此の時、寅次郎の持てる旅包の中に、象山の詩ありしを以て、象山も亦捕はれの身となりにたり。

その後、文久二年に至り、家茂將軍象山の罪をゆるしてめし出されき。此の頃は、上下なべて外國人と相交る事を嫌ひ、港をさしかさめて、彼の舟よせじなど、いひひしめけるをりなりしに、象山深く我が國の行末を思量られしにや、その理に違ふ事を言張りしかば、世界の大勢を思ひはからぬ、時のはやり男等にいたく忌まれけむ、元治元年七月、京都木屋町の寓居より、山階宮に詣でむとする途にて、刺客の毒手にかゝり、みまかられしは、いとあへなしや。年は五十四なりきとなむ。かくて、明治の大御代と改りし後、正四位を贈らせ給ひしは、其の功績のたかく聞えたればなりかし。

第廿八　轁野日記一　佐久間啓

嘉永元年六月、利用掛の吏を以て、轁野村に赴く。

轁野は信濃の國にて上野との境なり。

鞜野の奥ハ、積雪夏まで消えず。徒歩アたりする谷川多けれバ、わざと暑天を冐して、出でつるなり。翌十七日、山に上り、溪に沿ひて行く、溪に激湍多く、行くことあたはず。よりて行くべき所を擇びて、山に上り谷に下ること、幾度と云ふことを知らず。此のあたりの山々、嶮岨にして、上る時ハ、前なる者の脚と、後なる者の面と、相去ること、尺ばかりなり。最後に、かくの如き嶮難なる所を登り、熊笹の中を分けて、セニ澤と云ふ所の上に至る。溪を隔て

て、一つの瀑あり高さ數十丈半は霧となりて下る。行過ぎむとする傍に、長四尺餘りにして、枝細く目なれぬ木あり。白き花の色、極めて鮮にして、其の形も香も蓮に同じ。江戸の花戸に、大山蓮花とて、一枝を、銀四五十目に、代ふと聞きしハ、此の木なるべし。やがて巖を攀ぢ、倒れたる木をくゞりなどし、暮に及びて、岩魚(イハナ)捕るものゝ、休らふ小屋にとまる。四方より、木の枝をよせ、木の皮にて蓋ひたるものなり。上古穴居にかへて、始めて屋を作りし頃ハ、かくの如くなるべし。

礦石とハ金族を含める石なり

十八日、魚野川を泝らむとするに、水急にして、渡ること能はず。よりて、横に林の間を行くに、合抱に餘れる大木、麻の如くに倒れたり。上に上り下をくゞり、辛うじて魚野川の南崖に至る。南崖皆、礦石なり。石の質美し。金を含みつらむと思える。心をつけて行くほどに、石に裂紋あり。鐵鎚にて打砕きて見るに、亞鉛に銀を含むものに似たり。處々に鉛鑛あり。礦條見えざれバ、多く採りがたし。深く堀りなバ、礦條あるべし。此の邊ハ平なる處を見たて、例の小屋作らせて臥す。岩魚の一尺ばかりなるを、あぶりて食ひしに、味云ふべからず。

第廿九　鞜野の日記二　佐久間　啓

十九日、川にそひて上る。上ハ怪石磊砢として、将に墜ちむとする状あり。下ハ急湍縈廻して、潭の中に注げり。潭の色、藍のごとし。水清くして、魚多く遊べり。手銃とり出でゝ、うたむとせしをりから、從者の心なく石を投げゝれバ、皆、石の間に潜みて、再出來らず。其處より、巖を攀ぢ、水を渉りなどして進むほどに、南へこゆる所あり。溪の中央

に、大石あり。水さかまき崖滑にて、足を踏止めむやうなし。一町ばかり來し道へ反りしに、南崖より、北へ倒れたる縱の木あり。長さ十三四間水より髙きこと、四間ばかりもあるべし。こを渡りて、魚野川にそひて、上ること數町にして、大なる飛湍あり。髙さ二丈ばかり、白浪石に激して萬斛の雪を碎くが如く、雷の落ちかさなるよりも壯なり。觀る者毛髪を竦しぬ。

二十日、小屋を出でゝ、山に上るに、異香忽林に滿ちぬ。怪みて行くほどに、路傍に目なれぬ草あり。地より抽出ること、六七寸にて葉なし。一つの莖に、六つの枝を生じ枝頭の花は形菊の如し。莖の色淡紅にして、花は淡紫なり香の清きこと、譬ふべきものなし。さきの異香は此の草なりき。香と姿とを以て考ふれば、芝の類なること疑なし。莖をかみしに、味、甘くして微苦し。博物の君子に質さむとて、こを寫しとりぬ。

そこより、二里餘りも來つらむと思ふに、日もでは午は近し。水邊の石に腰をかけ、飯とり出でゝ食ふ。案内の者、左の山あひより、流出づる水を指

して、今より三十九年前に、某と云ひし者、此處より出づる石を見て、銅なりとて、堀試みたりと云ふ。あさりの山のさまと、石の質とを考ふるに、銅鑛などの出でむ處ならねど試みに、其の石を拾はしめしに、鐵と硫黄とを含みたるにて、燦きなど、綠礬を製しぬべし。世に物産の事開けざるより、杜撰なる徒、土地のさまをも詳にせず、鑛石の性分をも辨へずして、光ある石を見れバ、銀なり。銅なりと云ひて、多くの利を得むと謀り、却りて自の財をも喪ひ、人の寶をも費すこと、世にいくぞくありとも知られず。嘆くべきことなり。

第三十　吉田松陰一　林　友幸

吉田寅次郎は、名を矩方と云ひ、又別號を松陰と云へり。長門なる、毛利家の家來なりき。幼き時より、鋭敏にして、書讀むことを好みしが、長（ヒトトナ）りて、眼の光きらくしく、彼の隼鳥の如くなるにても、その氣象、世の常にあらざる事ぞ知られぬる。嘉永四年、藩主に從ひて江戸に出で、相房のあたりを見めぐりて、もし彼の國人、海路より攻來なば、浦賀こそ、あるが中にも、要衝ならめと、心づきしよ

り、東北の國々の狀を觀まほしく思立ち、藩主の許を仰がずして、松前より佐渡へ渡り、島々崎々の狀を見めぐり、名ある人々にも交りて、江戸に還着きたりしに、其のふるまひ掟に違ひぬとて、長門にぞ押込められける。かくて六年ばかりを經、愼をゆるされけれバ、更に江戸に出でゝ、佐久間象山などに就きて、學業を修め、おなじ心の人々と共に、ふかく世のさまをうれひ、さまざまに心を盡しあへりき。

折しも、アメリカの國使、軍艦七艘の艫舳を連ねて、浦賀に來り、互市せむことを、將軍家に要めぬ。昇平年久しくして、永く干戈の憂なかりければ、上中下の人は心いと穩ならざりき。是の時、佐久間象山ハ、人を遣りて、外國の事情を明にせまほしきよしを、將軍家に申立てしかど、用ひられざりければ、いたく行末の事を慨ひて、今の世は形勢を視るに、外國に往きて、工藝を學ぶ人あらむにも、彼の國は事情をも曉得べく、大舟をもやる方をも知得つべきものをと、嘆ずるを聞きて、げにもさなりけりと思ひ、かゝる大事ハ、人に委ぬべき

にあらず。機ざにあらむ、みづから往かむと志してけり。

さるほどに、アメリカの國使ハ、一旦その本國へ歸り、ロシアの軍艦、長崎へ入り來ぬと聞えければ、いかにもして、その軍艦に乘込まむと思決めて、長崎へ出立たゝむとせしに、象山詩を作りて送れり。かくて、はるばる下りつれども、素より秘事なるからに、何くれと障多く、志を遂げずして、再、江戸へ歸來りしに、安政元年正月、アメリカの軍艦、再、神奈川の沖に錨をおろしぬ。松陰、思立ちし事ハ、すべて行違ひたりしかど、心を靜めて、又思へらく、御國の為にハ、もとより命も物の數ならねど、其の事成しはてずしてやみなむこそ、實に口惜き限りにあなれ。いでや、時の掟にかゝはりなば、機ハ去りなまし。陰に彼の軍艦に乘込みて、渡るにハ志あるべしと思決めたれど、中々に、色にも出さゞりければ、誰一人知得し友もあらざりき。

第卅一　吉田松陰二　林　友幸

頃しも、やよひの初なりければ、親き友等集來て、いざ、今日ハ墨田の堤に、咲花の陰踏みならさむ

と催しぬるに、何げなく出行きたれど、もとより心の駒はすさぶべき方ならねバ、常ハ興あるべき事さへぞ、面白からざりける。されバ、半より辭ひて歸來り、陰に、彼の國へ出立たむ設などす。さて次の夜、心あひたる金子重之介と共に、江戸を出で、程ヶ谷に至り、アメリカ人に贈らむ書を草しいで軍艦に近づかむと心を碎きしかど、是また公にすることにあらねバ、その機なかりきとぞ。さる程に、アメリカの軍艦、下田へうつりけるからに、松陰も、又下田に赴き、さまざまに手だてを盡したれど、謀りし事どもハ、皆がら違ひにけり二十七日の朝陸へ上りし、アメリカ人に、行逢ひ豫て認置きつる書を渡し、今宵こそと、夜の更くるをぞ待ちたる。かくて、渚に乘捨てたりし小舟にて、沖をさしつゝ漕出でし、小舟の櫓柱や朽ちたりけむ。用をなさゞりければ、二人の帯もて、左右の舷に櫂を結付けて、力を限と漕ぎたれど、舟やる方を知らざるからに、ともすれば、よせ來る波にさゝへられて、進むべしともおもほえず、腕もたゆみ力も盡きたれど、かたみに勵しあひつゝ、

辛うじて彼の軍艦に近づきたりき。今は心安しと思へるほどに、打寄來る大浪に漂はされて舟も、忽見あぐるばかり高き軍艦の梯子の下へぞ入込みぬる。

あはれ船あやふし。如何はせむと、言ひのゝしるうちに、アメリカ人は、梯子の下に、聞慣れぬ人音するをや怪みけむ、手に手に棍棒を握りながら、甲板の上より、事の状を窺ひて、いかにしめし合せつらむ、やがて棍棒とりのべ、衝退けむとひしめける間に、松陰等二人は、刀をも行李をも取りあへず、いち早く身を躍らして、梯子へ飛移りしかど、小舟は浪のまにまに、何處ともなくたゞよひ行きぬ。かの棍棒取れるものどもは、松陰等の勢にや驚きけむ、手向ふ事もあらざりき。

かくて、我が國の言知りたる、ウヰリヤムとか云ふ、アメリカ人に逢ひて、物學せむ志の切なることを述べ、ともなひ行かれむことをぞ請ひたりし。ウヰリヤムも、猶疑や晴れざりけむ、ことを少もきゝ入るゝ事なく、軍艦なる早舟にて、二人を陸に送らせたりき。松陰、いかにともせむ方なしや

と嘆きて云はく。かくて、おめ〱とらはれむハ、大丈夫のはづべき極なり。いまは、自名乗りいでなむとて、名主の家に行きて、つまびらかに事の本末を告げて、獄に繋がれしが、程へて後、将軍家より毛利家へ引渡され、長門國に送られて、長く獄の内にこめおかれたりき。

第卅二　毛利元就　　新井　君美

大江朝臣廣元、鎌倉右大將家、政所の別當となり、頼経の時に至りて、四代將軍の遺老、當代の有職にて、將軍家の例式、多くは、此の人の撰定めし所なり。廣元の四男毛利秀光、安藝介に任じ、子孫、安藝國、高田郡吉田庄の地頭職に補せらる。秀光十一代の孫弘元に、四人の男子あり。興元、元就、元綱、就勝と云ふ。興元早世して、義植將軍、本領安堵の御判を、元就にぞ下したまひける。元就、長門國に使をたてゝ、大内に屬す。

天文二十年九月、大内義隆、陶尾張守晴賢が為にうたれぬ。元就これを聞きて、速に晴賢を誅して義隆の舊恩に報いむとて、晴賢と戰ふこと數年なりき。弘治元年十月晦日の夜、晴賢が六万餘騎、嚴

天文弘治ハ後奈良天皇の御代の年號なり

島に陣したり。元就が兵二万人、兵船に乗りて押渡り、夜にまぎれて切りてかゝる。陶が軍勢支へずして逃げちり、晴賢のがれかねて、遂に腹切りて死す。かくて、晴賢が押領せし國々を従へ、因幡、伯耆、出雲、隱岐、石見合せて十箇國、みづから十州の大守と名乗れり。年すでに老いぬれバ、九國四國の師ハ、子息等に攻めさせて、我が身ハ、安藝にぞ住しける。

此の人、弓馬の道にくらからざるのみにあらず。敷島の道にも、心をよせ、秀逸の作多し。されバ文武の名譽、四海の内にあまねし。中にも、人皇百七代、正親町院の御宇に方りて、弘治三年十一月二十七日、御踐祚の事ましましけれども、五畿七道一同に亂れ、三年を過ぐるまで、御即位の禮、行ハるべきやうもなかりしに、元就、是を傳聞きて彼の料を調進して、大禮すでに成りしかば、其の勸賞に、大膳大夫になされ、菊桐の御紋下したまひ、陸奥守になさる。こは、元祖廣元の先蹤を追はれけるなりとぞ。足利殿も御感ありて、錦の御鎧を下し給ひて、鎮西の守護職に補せられき。元就

元亀ハ正親町天皇の御代の年號なり

多の男子あり。嫡子隆元、父ニ先ちて卒せ。元亀元年六月元就七十五歳ニて吉田城ニ卒れり。嫡孫輝元年十五歳ニて家をつぐ。叔父元春、隆景、家人等と相議して、軍國の事を裁斷せ。

第卅三　嚴島　長久保玄珠

七日朝、舟より出で、半里ざあり松山を上下して宮島の町にいたる。家數千軒ざあり有りて賑なる所なり。宮の後は岩山圍みめぐりて、前の一方開け、海口ニ鳥居あり。潮干の時は陸となり、汐満來きば本社の縁の下まで水廻り、百八間の回廊宮殿、みな海中より湧出でたるごとく、實ニ無雙の壯觀なり。鳥居ハ楠ニて造れり。高さ丈餘、表の額は楷書ニて嚴島大明神と書きたり。平相國の筆なり。裏の額ハ伊都幾島大明神と草書なり。小野道風なりといへども、筆意古雅ならば信じがたし。

當社ハ市杵島姫命ニて、推古天皇の時齋祀られて、元ハ市杵島といひしを、其の後佛家繁昌し、辨天の名を稱し、明神の御名ハしる人もなし。本社は西向、回廊ニつらなりて、客人社あり。南向なり。

竹生島辨天なりと云ふ。是も湍津姫命なるべし。夜に入れば、廊中百八の燈籠、海水に映じて夥し。北の方、岩山の上に五重の塔千疊敷の殿あり。四方に欄干ありて眺望よし。洞庭の岳陽樓とも云ふべし。其の外、百二十社、五十二人の社職、四十箇寺、廿一坊の社僧あり。祭禮、年に七十二度、就中、六月十七日大祭なり。御旅所ハ、地の御前とて、海を隔て、地の方にあり。夫より長濱大元まで、引きつらなりて舟橋かゝり、船に管絃あり。参詣の男女、隣國より群聚すといふ。

彌山は、奥の院なり。頂まで十八丁。石山にして、赤松栂樹生茂り、奇石怪巖の間に、神社、佛殿、四十八字あり。絶頂にいたれバ、東北の諸島、廣島の城下まで、眺望せられて、甚勝景なり。殺生禁斷の地なる故、鹿猿多くあり。鹿ハ町家にも群集し、舟までも來りて食を求む。女子どもに馴れて遊ぶがゆゑに、ふれなバ危しとて、角を鋸にて切りたるにや。町家に徘徊する鹿ハ皆角なし。

第卅四　穴門國　今川貞世

松原をはるかに行過ぎて長門の國府になりぬ。

小濱とて東南に向きて家居あり。此の里一村を過ぎて、神功皇后宮の御社の前に出でたり。御社は南に向きたり。それより、山の艮に出でたる尾上を、御かり山と云ふ。海の中に十町ばかり隔りて、島二つむかへり。古の滿珠干珠なるべし。此の浦を壇浦と云ふことは、皇后の人の國うち給ひし御時、祈のために、壇をたてさせ給ひけるより、かく名づけゝりとかや。此の御社ハ、穴門の豊浦の都の大内の跡にて、御船つくらせ給ひける木とて、船木の松など云ふもあり。

長門の國府を出でゝ、赤馬が關にうつり、荒磯を傳ひて、早鞆浦に行くほどに、向の山は、豐前國門司關の上の峰なりけり。海の面ハ、八町とかや云ふめり。潮の滿干のほどは、宇治の早瀬よりも猶早くおちたぎるめり。さても、穴門といひたる事ハ、今の赤間が關と、門司が關とのあはひハ、山一つにて、其の中にわづかに志ほのみち干の道はかり、穴のやうにてありけり。穴門とはさて云ふなりけり。後一夜の程に、此の穴門の山引分れて、今の早鞆渡になりぬ。この山さながら西の海中により

て島となれり。此の島の向ひハ、柳浦とて、昔さと内裏のたちたりける所なるべし。今ハそこを内裏濱とも云ふなり。

赤間關の西の端に、なへの崎とやらむ云ふめる村ハ、柳浦の北に向ひたり。岡のやうなる山あり。龜山とて、男山の御神、立たせ給ひたり。其の東に寺あり。阿彌陀堂と云ふ。安德天皇、この浦にてかくれさせ給ひて後、知盛卿の女、少將の尼とかや云ひける人、こゝにとゞまりけるを、後に御菩提所になさまて、安德天皇の御尊影おはします。本尊ハ、清盛公の持佛と申すなり。又、小松のおとゞの本尊とて、さか佛もたゝせ給ひたり。門司の關はこの寺に向ひたり。そのつゞきに山鳥の尾とて、山寺ありと人の語りたりき。いとえんなる所の名なり。

國文中學讀本二の巻上終

文法摘要

一代名詞の事
一形容詞の事
一副詞の事

代名詞の事

代名詞ハ、名詞の代ニ用ふる一種の詞あり。たとへバ、我、汝、是、其、此、處、彼處などの詞をいふ。さて此の詞ニ二種の別あり。人代名詞、指示代名詞、これなり。

人代名詞

人代名詞は、人名の代ニ用ふる詞なり。[illegible]のして其の人の位によりて、おのづから別を生ずるものあり。これを人稱といふ。其の第一を單稱とぞ。物語る人、みづから己が名に代へて

用ふるものなり。其の二を對稱とす。物語を聞く人の名に代へて用ふるものなり。其の第三を他稱とも物がたりの上にのる人の名に代へて用ふるものなり。其の第四を不定稱とも。他稱の中にて、それと定めぬ人の名或は名を知らぬ人の名に代へて用ふるものなり。

單稱	對稱	他稱	不定稱
わ	な	か	た
われ	なむぢ	かれ	たれ

一わをばかくうしろさまに風をうけたれば

一なんぢ國に歸りなば此の額を云云

一かの國の木を檻の中へ入れしに

たれぞこのみちはすべき

此の外、今古雅俗尊卑に從ひて假借せること猶多し。左にいさゝかその類例をあぐ。

單稱	對稱	他稱	不定稱
朕	君 御身	そやつ	たれ
予	卿 御邊	かやつ	それがし
身	殿 ひと	あやつ	なにがし
お	陛下 みな	こやつ	どなた
あれ	閣下		
手前	吾主		
此許	其許		

指示代名詞

指示代名詞は、鳥を指してあれといひ、花を指してこれといふが如く、その指すべき物の名にかへてよぶ者なり。ゆゑにしてその物の位地によりて、おのづから遠近不定等の別を生ず。第一を近稱といひ、最近きところに用ふ。第二を中稱とい

ひて、やゝ離れたる所に用ふ。第三を遠稱といひて、最遠き所に用ふ。第四を不定稱といひ、それと定めぬ事に用ふ。

	近稱	中稱	遠稱	不定稱
事物	こ これ	そ それ	あ あれ か かれ	なに いづれ(それ)
位地	こゝ	そこ	かしこ あすこ	いづこ(どこ)
方向	こち こなた	そち そなた	あち あちら	いづち(どち) いづら

形容詞の事

形容詞ハ、名詞の大小長短強弱などをすべて形狀と性質とをいひ表す詞なり。さて又本來の形容詞にあらずして、名詞を以て形容する者あり。あるハ、成句をして形容する者あり。

第一本來の形容詞ハ、形狀言久志幾活用の詞にして、淺深、嬉、悲、長々、遠々、靜、明などの詞なり。すなハち、よき醫、たけき心、夥き饑死、嬉き事うとましき山、心やましし、書見る暇も多からず、かく物語するハいと嬉しなどの類なり。

第二名詞を以て形容する者は、おほくの文字をふみて下の名詞へつゞくるものなり。もおはち、綾の衣、火の石、巽の風、稲の穗、許多の利など皆この類なり。然れども、まゝなるたる等の辭を用ふるもあり。猛勢なる犬、西向なる竹椽、渺々たる沙漠などの類なり。

第三成句して形容する者とハ、種々の語詞を添へて、其の物の形狀性質などをいひ表すものなり。即上もなく貴き身白壁にぬれる長屋、武者振の見事なる士、此の國に來む御國の商人、我が父の人に贈り給ふ文、などの類なり。

副詞の事

副詞は、動詞形容詞又ハ副詞に副へて、意義の輕重緩急など、さま〴〵いひ添ふる詞なり。さて又本來の副詞にあらずして、名詞を以て副へたる者、久志幾活用の詞を以て副へたる者、成句を以て副へたる者あり。

本來の副詞とは、甚(イト)唯(タダ)豈(アニ)遂(ハルカ)只管(ヒタスラ)等閑(ナホザリ)はら〳〵うら〳〵ころ〳〵ひら〳〵などの類をいへり。即、いと堪難く、さてぐ久くて逢ひ候、波をはなきて遥に赤き火さつ見ゆ、さま〴〵に工風をつくしなどの類をいふ。名詞を以て副へたる者は十度する、百度志たる、大半を失ひたり、日ごとにゆきて心ぼそく、數も數百連きば、髪の毛もて縫ひたる、などの類なり。

久志幾活用の詞を以て副へたる者は、むなしく打過ぎ、むくるしう、おいさむ、うたく請ひて、いたく睡の催しぬきば、おほくつらねたりなどの類なり

成句を以て形容したる者は、一致になりて防ぐべし、互に助けあひて働くなり、やうく細々と畑をたつる、高虎の私なきことを感じ給ふなどの類なり

文法摘要終

(初　巻)明治廿六年四月七日印刷
四月八日出版
(壹の巻)明治廿五年四月十九日一版印刷出版
十二月廿四日訂正三版印刷出版
(貳の巻上)明治廿五年九月七日一版印刷出版
十二月廿四日訂正二版印刷出版
(貳の巻下)明治廿五年十二月廿四日印刷
十二月廿六日出版
(三の巻上)明治廿六年一月廿一日印刷
一月廿三日出版
(三の巻下)明治廿六年一月廿三日一版印刷出版
二月一日訂正二版印刷出版
(四の巻上)明治廿六年三月廿四日印刷
三月三十日出版
(四の巻下)明治廿六年三月廿四日印刷
三月三十日出版
(五の巻上)明治廿六年三月廿四日印刷
三月三十日出版
(五の巻下)明治廿六年三月廿四日印刷
三月三十日出版

版權所有

編纂者　逸見仲三郎
東京市麴町區中六番町二十九番地

發行兼印刷者　吉川半七
東京市京橋區南傳馬町壹丁目十二番地

國文中學讀本(全十册)
中學讀本首巻　全一册定價金貳拾五錢
初巻　定價金貳拾錢
一の巻より四の巻下迄壹册定價金貳拾五錢
五の巻上下各　定價金貳拾錢
四の巻上下合本定價金四拾錢
五の巻上下合本定價金參拾五錢

漢文中學讀本　全六册
壹册定價金貳拾錢

漢文中學讀本參考書全壹册
定價金參拾錢